

令和3年度 特別の教育課程の実施状況等について

三沢市教育委員会

1. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

- ・小学校第1学年～第6学年においてこれまで本市独自に実施してきた「英語活動科」を継続する。
- ・第1学年は年間34時間、第2学年は年間35時間を標準授業時数に加えて行う。
- ・第3学年及び第4学年は、外国語活動の時間を35時間削減して、「英語活動科」に充てる。
- ・第5学年及び第6学年は、外国語の時間を70時間削減して、「英語活動科」に充てる。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

三沢市は、平成18年度より市内全小学校で「三沢市英語教育推進特区」の指定を受け、小学校における英語教育を進めてきた。そのねらいは、国際社会の中で生きる日本人としての自覚を持ち、主体的に生きていく上で必要な資質や能力、異文化理解、多文化共生、自己の確立、英語によるコミュニケーション能力などを養うことである。

特に、市内在住の英語を母語とする外国人を英語指導助手として活用し、生の英語に毎回触れることにより、外国人と臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てるものである。

このような英語教育を全ての児童のために実現するためには、教育課程の編成及び教育課程の基準に特例措置を設け、小学校における英語活動を体系的に実施するために教科として「英語活動科」を継続する必要があり、今後も国際色豊かな三沢市の教育的財産を大いに学校教育に活用し、継続して取り組んでいく必要がある。

2. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

小学校1年生から系統的な指導計画のもと、ほぼ全ての授業において外国語指導助手を交えた指導を継続して実施していることで、児童の英語運用能力に顕著な伸びがみられている。令和4年3月に5、6年生を対象に実施した標準学力検査CRTにおいては、「聞くこと」「話すこと」「書くこと」「読むこと」のほぼ全ての領域において全国平均を上回る結果を残した。低学年から音と文字に触れる活動を取り入れながら、中・高学年での4技能の指導へつなげていることが児童の英語運用能力の育成に大きく寄与しているものと考えられる。

一方で、小学校6年間の学習の成果をいかに中学校の英語科につなげるか、また、これからの中学校を見据え、音声指導に重点を置きながらも、中学校につなげる「読む

こと」「書くこと」についての研究に引き続き取り組む必要がある。また、小学校学習指導要領との整合性を図った指導内容の見直しを継続している。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

青森県独自で実施している中学2年生対象の学習状況調査の結果では、この特例実施後、対県平均到達率において、英語活動科を始めた平成18年度は92.1%であった。それ以降は到達率100を超える、令和3年度は県平均到達率を10ポイント程度上回っている。小学校における「英語活動科」の設置により、中学校へ進学してからも優れた効果が上がっていることが明らかになっている。各中学校においても、これらの結果を基に教材研究や指導法の工夫が行われ、英語科教員の教科指導に対するモチベーションも高まっている。

3. 課題の改善のための取組の方向性

令和2年度からは、小学校学習指導要領全面実施に対応し、指導計画の全面改訂を行った。具体的には、これまで三沢市で取り組んできた独自の指導計画に加え、小学校外国語活動教材（文部科学省）や高学年では文部科学省検定済教科書の内容を盛り込んだ指導計画（第5版）を作成し、市内全小学校で実践した。

また、市内の小・中学校の先生方を対象に、学習指導要領の内容を踏まえた外国語活動・外国語の指導方法や評価方法に関する研修会を定期的に行うことにより、指導や評価方法の在り方についてどのように推進すればよいか協議を重ねた。

課題としては、英語指導の得手不得手による英語4技能指導の差への対応や、英語の専科ではない小学校教員による評価への不安など、指導方法や評価に対する相談を教育委員会としていただく機会が多いことが挙げられる。課題解決の糸口として、引き続き市内小・中学校英語推進委員会や各種英語研修会を通して、先生方の抱える課題に対応した内容についての研修を行っていくことが必要であると考えられる。